

令和5年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年6月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和5年6月9日(金) 午後3時6分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

武田 英雄	前田 操	守安 淳市	池上 次男	竹内 功次
東 茂	長代 悦和	大月 泉	高上 忠義	黒江 冊旨
友野 伸樹	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

3番委員 4番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画について

議案第29号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第30号 農業振興地域整備計画の変更等について

議案第31号 特定農地貸付けの承認申請について

報告第14号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第16号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和5年第6回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が12名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようになしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしく願いいたします。

【議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) 議案第25号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。9番10番は取り下げということで11番の案件から審議に入ります。それでは、事務局お願いします。

(主査) 【議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号11番】

(農地担当) それでは3条の審議に入りますが、この案件は、関係委員さんに退出をお願いします。

【守安委員 退席】 午後1時35分

(農地担当) それでは11番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件は、渡人が高齢になり、農地を処分するというので、昔から農地をしている受人をお願いをするという案件です。受人は地区内の中核的な農家で、今後も水稻を中心に希望されているので、地元としては問題ないと思います。よろしく願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、11番は許可されました。

【守安委員 入室】 午後1時39分

【受付番号12番、13番】

(農地担当) 続きまして12番、下林の件につきまして、13番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件は、渡人が高齢になって農業が出来ないという事になり、近所にお住まいの親戚に贈与するという事です。受人は近所の評判も良く、今後は水稻や野菜を中心に農業経営をするとのことです。地元としては、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、12番、13番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当) 続きまして14番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員) この土地は、以前から受人が野菜栽培をされてきました。この度、渡人の要望もあり受け入れるということです。詳しくは友野委員にお願いしたいと思います。

(農地担当) それでは友野委員、お願いいたします。

(友野委員) この案件は、渡人の母親が長年、申請地で桃を栽培していました。申請地は渡人の自宅から約1キロメートル離れており、農薬散布も面倒ということで、数年前から受人が管理をして、野菜を植えていました。地元としては特に問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、14番は許可されました。

【受付番号15番】

(農地担当) 続きまして15番、宿の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件は、受人の自宅に隣接した畑でございます。相手方の要望もあり、購入ということです。詳細は、黒江委員からお願いします。

(農地担当) それでは黒江委員、お願いいたします。

(黒江委員) この件ですが、自宅前の畑を既に菜園として耕作しております。ちょうど家族でやるのに都合のいい広さかと思えます。地元としては、問題ないと思いますのでよろしく審議

をお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当) 続きまして16番、長良の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、受人の自宅からすぐ近くの農地です。詳細は、前田委員から説明をお願いします。

(農地担当) 前田委員、お願いいたします。

(前田委員) この案件ですが、受人と渡人は近所であり、以前からこの農地を借りて水稻栽培をしていました。この度、相手方の要望ということで話がまとまったようです。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号17番】

(農地担当) 続きまして17番、赤浜の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件につきましては、先月の総会で提出した4条の申請地に小作が付いていた関係で、この度小作人の代替地として申請をしたものです。受人は水稻を中心に農業を増反希望されており、地元としては問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番】

- (農地担当) 続きますして18番, 下倉の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが, 受人は昔農業をされていたが, この度もう一度農業をしたいという事で, 下倉に中古住宅を買って, 準備を進めております。詳細は, 高上委員から説明をお願いいたします。
- (農地担当) 高上委員, お願いいたします。
- (高上委員) この方は, 今の自宅の周りに家が建ってきて農地が無くなってきたので, 広い農地を求めていたら, 農地と家を一緒に購入してほしいという話がありました。本人もまだ若く意欲を持っておられます。地元としても大歓迎ということで, よろしく審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (6番委員) この方は耕作面積がゼロですね。農機具とかはどうされるのですか。
- (高上委員) 耕耘するようなものは持っていませんが, 地元で応援してやっております。
- (2番委員) 地元の協力体制でやっております。中古住宅を買って準備態勢に入っている段階ですので, 地元としては喜んでおります。よろしく申し上げます。
- (農地担当) 他に何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。18番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 18番は許可されました。

【受付番号19番】

- (農地担当) 続きますして19番, 宿の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (9番委員) この案件は, 受人の兄が桃の生産をしております, 兄の指導を受けながら桃を生産していきたいということでございます。詳細は黒江委員に申し上げます。
- (農地担当) 黒江委員, お願いいたします。
- (黒江委員) 受人の兄は, 5年ほど前に新規就農者ということで桃を栽培しております。今後は本人と兄と父親で, 徐々に桃の作付けを拡大していこうとされています。地元としては問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

【受付番号20番】

(農地担当) 続きまして20番、小寺の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員) 今回の案件ですが、受人と渡人は知人という関係です。受人は吉備中央町の方ですが、吉備中央町での営農状況等の資料を取り寄せていただきましたが、耕作の確認は出来ております。申請地まで距離がありますが、積載車も持っておられますし、吉備中央町でも広範囲にされているので問題はないと地元としては考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号21番】

(農地担当) 続きまして21番、久代の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(10番委員) この案件につきましては、受人が農業廃止ということで、知人の受入へお願いしたということですが、受人は、広域に農地を持たれておりますが、この農地については果樹を植えて、しっかり管理していくということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

(農地担当) それでは、申請地の地元委員から説明をお願いします。

(1番委員) この農地はすごい斜面です。地元としても今後も畑として荒らさない程度に管理していただければ、問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

(農地担当) 竹内委員、何か補足はありますか。

(竹内委員) 1番委員の説明のとおりで、地元としては問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、この案件については、耕作状況確認をしていただいておりますが、問題がございましたら発言をお願いします。

(農地担当) ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご

意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

【議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第26号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第26号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号7番】

(農地担当) それでは7番、福谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、1番は東が道路、西が畑、南が田、北が原野です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件は、墓地の申請になっております。現在は山の中腹にある墓地ですが、西日本豪雨災害により、墓地移転ということで申請が出ております。用水など問題はない案件と判断いたしております。ご審議の方よろしく申し上げます。

(農地担当) 池上委員、補足はありますか。

(池上委員) 補足はありません。よろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

【議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第27号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第27号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号12番, 13番】

(農地担当) それでは12番、富原の件につきまして、13番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が水路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、12番は住宅建設です。用水については、南側に水路があるので、東側の農地について取水には問題はありません。排水については、敷地内に集水柵を設けて南側に抜くという計画でございます。日照通風は問題ありません。土砂流出については、周囲をコンクリートブロックで擁壁をするので問題ないと思います。13番の案件ですが、最終的には通路という形になりますので、地元としては、問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、12番、13番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当) 続きまして14番、東阿曾の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件ですが、自宅の駐車場を拡張するという案件です。地元としては、問題ないと思いますが、詳細は武田委員からお願いします。

(農地担当) 武田委員、お願いいたします。

(武田委員) 駐車場の拡張という案件です。土砂の流出については、北側の境界部分を20センチほど開けて擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐという事です。日照通風は問題ありません。排水については北側の擁壁を通して西側の井戸に排水します。地元としては問題のない案件と思いますのでよろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、14番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当) 続きまして16番、小寺の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この農地でございますが、相続税納税猶予を利用していた農地でございますが、渡人が20数年間管理を行ってきて、納税猶予期間が過ぎたので、今回の売買ということに至りました。今回、宅地化となっても一切影響はないと地元としては考えております。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、16番は許可されました。

【受付番号 15 番】

- (農地担当) 続きますして 15 番, 南溝手の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (5 番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が宅地, 南が田, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4 番委員) この案件ですが, 用水については残地が畑なので問題ありません。生活雑排水については, 合併浄化槽を使用します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては, 申請地と隣接地との境界部分にブロック擁壁を設置し, 隣接農地への土砂が流出しないよう計画しています。総合判断として隣接地に影響はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第 1 種, 第 2 種, 第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。15 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 15 番は許可されました。

【議案第 28 号 農用地利用集積計画について】

- (農地担当) 続きますして別紙になります。議案第 28 号, 農用地利用集積計画について, を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第 28 号 農用地利用集積計画について朗読】
- (農地担当) まず, 関係委員さんに退席をお願いします。

【10 番委員 退席】 午後 2 時 15 分

- (主査) 【議案第 28 号 農用地利用集積計画について説明】
- (農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが, 何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

- (農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- (委員) よろしい。
- (農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【10番委員 入室】 午後2時18分

【議案第29号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

- (農地担当) 続きまして議案第29号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第29号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号4番】

- (農地担当) この件について、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) 大月委員と現場確認をして、近隣に水路は必要がありませんということでした。詳細は大月委員から説明をお願いします。
- (農地担当) 大月委員、お願いします。
- (大月委員) この案件ですが、国道180号線の付け替え工事によって、●●が代替地を取得しましたが、その代替地の中に水路が通っていました。今回、この水路の付替え工事をして、この水路が不要となったという事です。地元としてはありがたい水路が出来ております。よろしくご審議のほどお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは廃止しても、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。
- (委員) よろしい。
- (農地担当) それではそう回答させていただきます。

【議案第30号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当) 続きまして、議案第30号農業振興地域整備計画の変更等についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第30号 農業振興地域整備計画の変更等について説明】

【受付番号 総社1番～9番 山手1番～7番】

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございました農業振興地域整備計画の変更でございます。ただ今、事務局の説明がありましたが、資料ご覧の上でご質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この件につきまして原案どおり問題なしとして承認としてもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案どおり承認といたします。以上で議案第30号の審議は終了いたしました。

【議案第31号 特定農地貸付の承認申請について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第31号、特定農地貸付けの承認申請について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長) 【議案第31号 農用地利用集積計画について朗読】

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律は、農地法の特例を定めるものであり、農園開設者が一定の要件を満たした上で貸付規程を作成し、農業委員会が承認した場合に限り農地法の特例として貸付を行う事が出来ます。今回は、市が土地所有者から農地を借り受けて市民農園を開設するため、市から農業委員会に対し、申請がありました。それでは、議案の資料に基づいて担当部署から説明をいたします。

(農林課長) 【議案第31号 農用地利用集積計画について説明】

(農地担当) ただ今、説明をいただきましたが、地元委員として藤井委員、何かありますでしょうか。

(藤井委員) 場所についてですが、2筆あります。1筆は、畑を何年か前まで作っていましたが、現在は荒れ地になっています。もう1筆は、すぐ西側の小さい田ですが、非常に耕作がし辛い状況ですが、自分の土地なので渋々やっておられたようです。山際の場所については、

地元の営農組合が桜の木を植えるなど手を入れてくれています。その山際に少しだけでも駐車が出来るとな農園を整備していけば便利だと思います。水路も常に水が流れているので、水の確保も出来ると思います。また、周りの農地についても両側に道路で仕切られていますので特に問題はないと思っております。

(農地担当) ただ今、説明がありましたが、資料ご覧の上でご質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(大月委員) 貸付期間が3年以内とありますが、継続は出来るのでしょうか。あと駐車場の確保は出来ていますか。

(農林課長) 継続はできます。駐車場につきましては、車で来ることを想定しているので、設計段階で厳密ではありませんが、5台から10台ぐらいの間で、作っていかうと考えています。

(3番委員) 市が借受けて貸出すという説明がありましたが、賃借の条件はどのような条件だったのですか。

(農林課長) 価格の設定というのは他の市民農園と同じですけど、前年の市内の畑の平均価格の3年平均ということでさせていただいています。

(3番委員) それから果樹を除くとありますが、これは期間の関係で除くということですか。

(農林課長) 永年作物というか、木を植えられると次の方が困るということで、除くとしています。

(3番委員) 一般的に誰でもこのような市民農園で貸出しという事については、農業委員会の許可を得れば可能になるのですか。

(農林課長) 平成17年の法改正で、個人の農家さんも開設できるようになっています。ただ、これから農地を守っていく上で例えば虫食いのように市民農園を作ってしまうと、今後の総社市の農地として集約集積というものが出来なくなることもあるので、そこは本当にいいのかという審議を委員さんをお願いするようになるかと思えます。

(3番委員) 市以外が開設している市民農園は、市内でありますか。

(農林課長) 農協さんが3ヶ所ぐらい開設しています。

(10番委員) ここは、農具の格納庫などは設置をするのかしないのか、あと取水については、用水路があるからそれを使いなさいということになるのか教えてください。

(農林課長) 格納庫については、他の市民農園でも自分のエリアの中に置いていただいています。共用の格納庫というのは、今の段階では設ける予定はございません。取水については、年間を通して水量が流れている水路を確認しています。また、この農地の端に今の地権者がポンプで汲み上げれる施設を作ってくれています。市の想定として、渇水で水路に水が流れて来ない時にポンプを利用して水のくみ上げが出来るとかと思っています。

(農地担当) 他にご質問ございませんか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この特定農地貸付につきまして、原案どおり承認としてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案どおり承認いたします。以上で議案第31号の審議は終了いたしました。

【報告第14号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第14号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第14号 報告書について朗読】

【報告第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第15号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第15号 報告書について朗読】

【報告第16号 農地法第6条の規定による報告について】

(農地担当) 次に、報告第16号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第16号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 29ページは、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することいたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が11件、4条関係が1件、5条関係が5件でございました。また、農用地利用集積計画につきまして、原案どおり承認いたしました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。また、農業振興地域整備計画の変更、特定農地貸付の承認申請についてそれぞれ原案どおり承認いたしました。以上で、日程第3の農地案件についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何か

ありますか。

(会長) ないようでしたら、私から報告があります。4月総会でお話ししましたが、令和4年度の最適化活動の目標の点検評価について5月10日に運営委員会で作成をいたしましたので、皆様に報告させていただきます。それでは、事務局から概要説明をお願いします。

(次長) 【令和4年度の最適化活動の目標の点検評価について説明】

(会長) ありがとうございます。それでは、先ほど事務局から説明があったとおり、令和4年度の最適化活動の目標の点検評価については、6月末までに県に報告をしてホームページで公表をすることとなります。それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時6分